

## 南伊豆町猫の保護器貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼養者の有無にかかわらず、猫が与える町民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とした避妊手術又は去勢手術を行うための猫の保護器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 猫の保護器を貸し出すことができる者は、現に猫の避妊手術又は去勢手術を行う意思のある町民とする。

### (貸出期間)

第3条 猫の保護器の貸出期間は、貸出しを行った日を起算日として30日以内とする。ただし、やむを得ない事由により猫の保護器の貸出期間を延長することが適当であると町長が認める場合は、7日を上限としてこれを延長することができる。

### (貸出しに要する費用)

第4条 猫の保護器の貸出しは、無料とする。ただし、猫の保護器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

### (貸出しの申請)

第5条 猫の保護器の貸出しを希望する者は、南伊豆町猫の保護器貸出申請書(様式)を町長に提出しなければならない。

### (貸出し)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、猫の保護器を貸し出すものとする。

2 町長は、猫の保護器を貸し出すに当たり、次に掲げる事項を管理する。

- (1) 貸出しの受付者
- (2) 貸出しの受付日
- (3) 借受者の住所、氏名及び連絡先
- (4) 貸出日
- (5) 返却日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(遵守事項)

第7条 借受者は、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (2) 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）
- (3) その他動物の愛護及び管理に関する関係法令等

2 借受者は、猫の保護器を第三者へ貸与し、譲渡し、又は売却してはならない。

(設置)

第8条 猫の保護器の設置場所は、町内に限るものとする。

2 借受者は、猫の保護器を設置するときは、借受者の所有地にこれを設置するものとし、許可なく周辺住民の所有地等に設置してはならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 借受者は、猫の避妊手術又は去勢手術を行う目的以外で猫の保護器を使用してはならない。

(返却)

第10条 借受者は、使用した猫の保護器を洗浄及び消毒し、町へ返却しなければならない。

2 借受者は、猫の保護器の使用に当たり損傷又は滅失した場合は、借り受けた猫の保護器と同等の状態に復し、又は同等品を賠償しなければならない。

(取消し)

第11条 町長は、借受者が遵守事項に違反した場合は、猫の保護器の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項の規定により猫の保護器の返却を命じられたときは、速やかにこれを町へ返却しなければならない。

3 町長は、借受者が返却に応じない場合は、借受者に口頭で通告することによりこれを回収することができる。

(免責事項)

第12条 町長は、猫の保護器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

様式（第5条関係）

様式（第5条関係）

南伊豆町猫の保護器貸出申請書

年 月 日

南伊豆町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

飼い主のいない猫の避妊去勢手術を行うために、次の事項について同意・確認し、猫の保護器の貸出を申請します。

なお、機器の設置に際しては、良好な管理の下、近隣の生活安全上支障がない方法で使用します。

|                                                                                                   |                                                                            |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 【 使 用 台 数 】                                                                                       | _____ 台<br>(貸出状況により、希望台数を貸し出せない場合があります。)                                   |                          |
| 【 借 用 期 間 】                                                                                       | _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで<br>(借用期間は 30 日以内です。) |                          |
| 【 設 置 予 定 場 所 】                                                                                   | 南伊豆町 _____ (自宅・その他)<br>自宅以外の場合、設置の合意の相手方氏名 _____                           |                          |
| 同 意 ・ 確 認 事 項                                                                                     |                                                                            | 確認欄                      |
| 猫の保護器は避妊去勢手術のための猫の保護以外には使用しません。                                                                   |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 猫の保護器の設置に必要な器具等は申請者の負担とします。                                                                       |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 他の者及び財産に損害等を与えないよう責任をもって猫の保護器を管理・使用し、トラブルについての損害責任は、全て申請者の責任とします。また、発生したトラブルの対応については、誠意をもって対応します。 |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 猫の保護器を毀損又は滅失した場合は、申請者が責任をもって借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品を賠償します。                                        |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 他の者に貸与、譲渡、売却等はしません。                                                                               |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 猫の保護器を清掃及び消毒し、借り受けた時と同程度の状態で返却します。                                                                |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 猫を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項で禁止されています。(1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)                            |                                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 猫をみだりに傷つける行為は、同法律第 44 条第 1 項で禁止されています。(5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金)                                    |                                                                            | <input type="checkbox"/> |

【町記入欄】 貸出審査： 可 ・ 不可  
貸出日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 貸出台数： \_\_\_\_\_ 台  
返却日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日